

国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 細則第2号</p> <p>第1条～第2条 省 略 (組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 教育担当副学長</p> <p>二 工学府長・工学部長、農学府長・農学部長、<u>生物システム応用科学府長及び技術経営研究科長</u></p> <p>三 大学教育センター長</p> <p>四 教育研究評議員を兼ねる副部局長 1人</p> <p>五 農学部入学試験実施部会長及び工学部入学試験実施部会長</p> <p>六 学力検査小委員会委員長</p> <p>七 入試情報処理作業部会長</p> <p>八 大学教育センターから選出された教員 1人</p> <p>九 総括チームリーダー (学生担当)</p> <p>十 入試チームリーダー</p> <p>十一 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第8号及び第11号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第14条 省 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略</p> <p>別表1 省 略 別表2 省 略</p>	<p>国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 細則第2号</p> <p>第1条～第2条 省 略 (現行どおり) (組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 教育担当副学長</p> <p>二 工学府長・工学部長、農学府長・農学部長<u>及び</u>生物システム応用科学府長</p> <p>三 大学教育センター長</p> <p>四 教育研究評議員を兼ねる副部局長 1人</p> <p>五 農学部入学試験実施部会長及び工学部入学試験実施部会長</p> <p>六 学力検査小委員会委員長</p> <p>七 入試情報処理作業部会長</p> <p>八 大学教育センターから選出された教員 1人</p> <p>九 総括チームリーダー (学生担当)</p> <p>十 入試チームリーダー</p> <p>十一 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第8号及び第11号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第14条 省 略 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略 (現行どおり)</p> <p>別表1 省 略 (現行どおり) 別表2 省 略 (現行どおり)</p>	

附 則 (23細則第5号)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。